

宿泊約款

2024年12月14日

Auberge TOKITO



(適用範囲)

第1条

この約款は2020年4月1日施行の民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊者の連絡先
 - (4) 宿泊人数（16歳未満の子供は宿泊できません。16歳以上の子供は1人につき大人1人とみなし、大人との添い寝はできません。）及び宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (5) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の申込金を、宿泊開始前又は当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

Auberge TOKITO

〒190-0022 東京都立川市錦町一丁目24番地26

Auberge TOKITO

1-24-26 Nishiki-cho, Tachikawa Tokyo 190-0022, Japan

Tel 042-525-8888 (代表) www.aubergetokito.com

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第 2 項の申込金を同項の規定により宿泊開始前又は当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに場合においては、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第 4 条

前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第 2 項の申込金の支払いを求めない旨を明示した場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第 5 条

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊者が未成年(18 歳未満)の場合(但し保護者の事前承諾または成人の保護者同伴の監視元であれば容認する)。
- (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないと

き。

(10) 東京都旅館業法施行条例第5条(第1・2号)の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後5時(あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条

当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をしておそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客、当館の一時利用者、または当館従業員に対し不合理な事由で、著しい迷惑を及ぼす言動(業務妨害的な行為及び一切のハラスメント行為を含むがこれに限られない。)をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 東京都旅館業法施行条例第5条(第1・2号)の規定する場合に該当するとき。

(8) 当館内、全館での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利

用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

(9) 当館の許可なく取材や撮影をし、商用や収益などのために無断掲載／放映をしたとき。

(10) 当館の許可なく次条の宿泊登録者以外の者を宿泊する客室に入室させ、又は客室において休憩若しくは宿泊させたとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項第(4)号及び第(6)号の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしません。

(宿泊の登録)

第8条

宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の全員の氏名、年令、性別、住所及び職業

(2) 日本国内に住所を持たない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、携帯などの端末他、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後2時から翌日午後1時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には別表第1に掲げるところにより、追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は、当館内においては当館が定めて館内又はホームページに掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条

当館の主な施設等の営業時間はホームページ上の館内案内のとおりとし、その他の施

設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。尚、営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更する場合があります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条

宿泊者が支払うべき宿泊にかかる料金等（以下「宿泊料金等」という）の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第 13 条

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しておりますが、宿泊客は、宿泊時に、各自各部屋に準備された非常灯及び各階にある避難経路を確認ください。
3. 宿泊客は、大地震が発生した場合、以下のことに注意し行動してください。
 - イ 飛び散ったガラス類で怪我をしないように、窓から離れてください。
 - ロ 落下物で怪我をしないよう、机などの下に隠れてください。
 - ハ 館内放送を聞き逃さないよう、注意してください。
4. 宿泊客は、館内の安全管理及び防犯上の理由等から、ウェブカメラを各所に設置し撮影することをあらかじめ同意します。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条

当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料

を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条

宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。尚、当館では現金や貴重品、一部壊れやすいものを預かることはできません。貴重品の管理に関し、宿泊客は、各客室内の金庫をご利用ください。

2. 宿泊客が、当館内に持ち込んだ物品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、10 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際に渡すか、または事前に宿泊客の部屋に運搬します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。但し、当館の社会通念上、合理的な判断のもと処分することがありますので、ご理解願います。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 17 条

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

2. 宿泊客においては、火気の取り扱いや喫煙、柵の上り下り、一部客室に備え付けの植栽への立ち入りは行わないものとし、テラスの柵や家具に物を置いたり吊るす行為は、景観上及び安全上の理由から行わないものとします。なお、宿泊客は、悪天候時にテラスを使用することはできないものとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第12条第1項関係)

1. 宿泊料金

- (1) 宿泊料はホームページ等に掲示する料金によります。但し、別途、サービス料15%、入湯税が発生します。
- (2) 税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。以下、同様とします。

2. 追加料金

(1) 超過滞在

- (i) 超過滞在3時間までは、室料金の30%
- (ii) 超過滞在6時間までは、室料金の50%
- (iii) 超過滞在6時間以上は、室料金の100%

(超過滞在とは、チェックアウトの時間を超えた場合だけでなく、チェックイン時間前の滞在も含まれます)

別表第2 違約金(第6条第2項関係)にかかるキャンセルポリシー

1. 取消料

契約解除の通知を 受けた日 契約申込室数	7日前～3日前	2日前～当日・不泊
1室～4室	50%	100%